

文書番号	全保-04
版	3
発効日	2016.6.1
改正日	2021.6.16

社会福祉法人総合施設美吉野園
役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人総合施設美吉野園（以下「当法人」という）定款第8条および第22条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 常勤役員等については、職務執行の対価として支払うものとする。

(2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。

2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第1に定める額

(2) 常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第2に定める額

(2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼務し、給与規程に基づき職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員等の報酬は支給しないものとする。

(役員等の報酬総額を超えない範囲)

第6条 役員（理事及び監事）及び評議員の各年度の報酬と給与規程に基づく職員給与の合

承認		確認		作成	
----	--	----	---	----	---

算総額を超えない範囲については、別表第3に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月22日とする。ただし、その日が休日に当たるときはその前日に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規程にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に10円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 10円未満の端数については、これを切り上げる。

(2) 減額計算の場合は、10円未満を切り捨てる。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会の承認を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、令和3年6月16日より施行する。

別表 1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 450,000 円
業務執行理事	月額 350,000 円
理事	月額 250,000 円

別表 2（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

弁 償 費	日 額
評議員会への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

※ 交通費の実費は、旅費規程に基づき支払う。

（2）理事

弁 償 費	日 額
理事会への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

※ 交通費の実費は、旅費規程に基づき支払う。

（3）監事

弁 償 費	日 額
監事監査等への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

※ 交通費の実費は、旅費規程に基づき支払う。

別表 3 報酬及び弁償費と給与規程に基づく職員給与の合算総額を超えない範囲

役員等弁償費及び報酬	総額の範囲内
理事及び監事	4 千万円
評議員	3 0 0 , 0 0 0 円